

## あいち農業経営相談所専門家の登録規程

令和元年6月11日 制定

### 1 専門家の資格要件

本事業により派遣する専門家は、次の（１）から（４）の全ての要件に該当する者で、かつ、あいち農業経営相談所の専門家名簿に登録された者とする。

- （１）本事業の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を有すること。
- （２）専門的分野において担い手等の経営体への支援実績があること。
- （３）県内全ての地域において、訪問による支援ができること。
- （４）以下のいずれか一つの経験を有すること。
  - ① 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者。
  - ② 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者。
  - ③ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者。
  - ④ 上記①から③に掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

### 2 専門家の登録更新及び解除

#### （１）専門家の登録

- ① 専門家の登録申請には、履歴書（様式1）及び支援実績（任意様式）、資格を証明する書類（写）、誓約書（様式2）を提出させるものとし、経営戦略会議の下に設けた審査会において、当該提出書類及び面接結果を基に選定する。
- ② 審査の結果、専門家として適任と判断される場合には、経営戦略会議の承認を得て、専門家名簿へ登録し、登録された専門家には登録証（様式3）を交付する。
- ③ 登録された専門家は、登録内容に変更があった場合は、専門家登録履歴書（変更）（様式4）によりその旨を速やかにあいち農業経営相談所に提出するものとする。
- ④ 専門家の登録期間は、あいち農業経営相談所が定める期間（3年）とする。なお、当該期間の途中で登録された専門家の登録期間については、当該機関の残存期間とする。

#### （２）専門家の登録更新

- ① 登録期間終了時においては、期間中におけるあいち農業経営相談所での指導実績や他関係機関での支援実績などを勘案し、あいち農業経営相

談所が更新の可否を総合的に判断する。

- ② あいち農業経営相談所は、更新の可否について専門家に書面で通知し、更新が可能な専門家は、書面でその旨をあいち農業経営相談所に通知するものとする。なお、所定の期日までに意思確認ができない専門家については、更新を行わないものとする。

### (3) 専門家の登録解除

専門家が3の(3)又は(4)に定める事項のいずれか一に違反した場合は、あいち農業経営相談所の判断により即時に登録を解除するものとする。

## 3 専門家の職務

専門家は、あいち農業経営相談所からの指導依頼に基づき、担い手等の経営体が必要としている技能等について、専門家自らが有する技能等を活用し、具体的かつ実践的な指導を行うものとする。

### (1) 指導の事前調査

専門家は、担い手等を指導するに当たり、相談内容に基づいた具体的かつ実践的な指導を行うため、事前に当該担い手等の概要及び指導を希望する相談内容について十分理解することとする。

### (2) 指導内容の報告

専門家は、指導終了後、所定の期日までに指導内容等を案件ごとに経営指導報告書(様式5)により報告するものとする。

### (3) 守秘義務

- ① 専門家は、指導上知り得た担い手等の秘密を厳守するものとする。
- ② また、あいち農業経営相談所の運営、事業等に関して知り得た情報についても、あいち農業経営相談所の同意を得ずに第三者へ提供してはならないものとする。

### (4) 禁止行為

専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 著しくあいち農業経営相談所又は本事業の信用を損なうような行為
- ② 反社会勢力との付き合い又はその関係が疑われるような行為
- ③ 担い手等に対し、あいち農業経営相談所の同意を得ずに行った、自らの営業行為
- ④ あいち農業経営相談所の同意を得ず、直接担い手等と行った訪問日や指導計画の調整

## 4 留意事項

### (1) 指導の事前調整

本事業の円滑な推進を図るため、コーディネーター又は事務局員は、専門家が指導上必要とする情報の収集等を十分に行い、相談カルテ及び相談者カ

ードに相談内容をできるだけ詳細に記入するものとする。

(2) 専門家派遣への同行支援

専門家が経営指導を行う場合には、原則、コーディネーター又は事務局員が同行支援を行うものとする。

ただし、業務上やむを得ない事情がある場合には、他の支援機関の愛知県農林水産事務所農業改良普及課職員等が同行支援を行うことができる。

(3) 受益者負担

専門家の技能等の指導を行う際に使用する材料費等の購入、長期継続的な指導が必要な場合の顧問料等は、指導を受ける担い手等の負担とする。

(4) 専門家の謝金及び旅費

専門家の謝金及び旅費は、あいち農業経営相談所の「あいち農業経営相談所の業務に対する専門家の報酬基準等」によるものとする。

また、謝金及び旅費の支払いに当たっては、専門家から提出された経営指導報告書（様式5）の内容を確認し、1月単位で集計を行い、所定の期日に専門家の指定する口座に振り込むものとする。

(5) 事後指導

あいち農業経営相談所は、専門家の指導後は必要に応じて事後指導を行うことにより、成果を確認し、当該専門家に事後報告を行うなど連携をとること。また、必要に応じ、当該専門家又は事後指導に必要な他の専門家の派遣を経営戦略会議へ提言することにより指導の充実を図るものとする。

附則

この規程は、令和元年6月11日から施行する。

様式 1

専門家登録履歴書  
(あいち農業経営相談所)

写真  
(写真データを添付のこと、  
別途、郵送の必要なし)

年 月 日

ふりがな		生年月日	年齢
氏 名		年 月 日	歳
会社名・勤務先		役職	
事業所住所 (連絡先)	〒 Email:		
	住所:		
	TEL :		FAX :
	携帯電話:		
自宅住所 (連絡先)	〒		
	住所:		
	TEL:		
年	月	最終学歴	
年	月	職歴	
取得年	取得月	免許・資格等	
専門分野 (得意分野)			

本内容をあいち農業経営相談所のホームページ及び資料等で公表することに  
同意について左記の何れかに○を付ける→ 同意する・同意できない

※同意できない場合は登録できません

(注) 支援実績 (任意様式) 及び資格を証明する書類 (写) を別に添付すること。

様式 2

誓 約 書

年 月 日

愛知県農業経営者サポート協議会長 様

所在地又は住所

専門家氏名

印

私は、あいち農業経営相談所専門家の登録規程（令和元年6月11日制定）及び下記内容を遵守することを誓約し、あいち農業経営相談所の専門家登録を希望します。

記

1 専門家の資格要件

私は、（1）から（4）の全ての要件を満たしています。

- （1）本事業の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を有します。
- （2）専門的分野において担い手等の経営体への支援実績があります。
- （3）県内全ての地域において、訪問による支援ができます。
- （4）以下のいずれか一つ以上の経験を有します。
  - ① 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する。
  - ② 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する。
  - ③ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する。
  - ④ 上記①から③に掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有する。

2 専門家の登録更新及び解除

（1）専門家の登録

登録された専門家は、登録内容に変更があった場合は、専門家登録履歴書（変更）（様式4）によりその旨を速やかにあいち農業経営相談所に提出します。

（2）専門家の登録解除

3の（3）又は（4）に定める事項のいずれか一に違反した場合は、あい

ち農業経営相談所の判断により即時に登録の解除に応じます。

### 3 専門家の職務

あいち農業経営相談所からの指導依頼に基づき、担い手等の経営体が必要としている技能等について、自らが有する技能等を活用し、具体的かつ実践的な指導を行います。

#### (1) 指導の事前調査

担い手等を指導するに当たり、相談内容に基づいた具体的かつ実践的な指導を行うため、事前に当該担い手等の概要及び指導を希望する相談内容について十分理解します。

#### (2) 指導内容の報告

指導終了後、所定の期日までに指導内容等を案件ごとに経営指導報告書(様式5)により報告します。

#### (3) 守秘義務

- ① 指導上知り得た担い手等の秘密を厳守します。
- ② また、あいち農業経営相談所の運営、事業等に関して知り得た情報についても、あいち農業経営相談所の同意を得ずに第三者へ提供しません。

#### (4) 禁止行為

次に掲げる行為をおこないません。

- ① 著しくあいち農業経営相談所又は本事業の信用を損なうような行為
- ② 反社会勢力との付き合い又はその関係が疑われるような行為
- ③ 担い手等に対し、あいち農業経営相談所の同意を得ずに行った、自らの営業行為
- ④ あいち農業経営相談所の同意を得ず、直接担い手等と行った訪問日や指導計画の調整

様式3

年 月 日

あいち農業経営相談所専門家登録証

所在地又は住所

専門家氏名

様

愛知県農業経営者サポート協議会長

あなたを下記のとおりあいち農業経営相談所の専門家に登録します。

記

- 1 登録日  
年 月 日
- 2 登録期間  
年 月 日まで
- 3 登録内容  
別添「専門家登録履歴書」のとおり。

様式 4

専門家登録履歴書（変更）  
（あいち農業経営相談所）

写真  
（写真データを添付のこと、別途、郵送の必要なし）

年 月 日

ふりがな		生年月日	年齢
氏 名		年 月 日	歳
会社名・勤務先		役職	
事業所住所 (連絡先)	〒 Email:		
	住所:		
	TEL :		FAX :
	携帯電話:		
自宅住所 (連絡先)	〒		
	住所:		
	TEL:		
年	月	最終学歴	
年	月	職歴	
取得年	取得月	免許・資格等	
専門分野（得意分野）			

本内容をあいち農業経営相談所のホームページ及び資料等で公表することに同意について左記の何れかに○を付ける→ 同意する・同意できない

※同意できない場合は登録できません

(注) 変更か所のみ記載し、支援実績（任意様式）及び資格を証明する書類（写）を別に添付すること。

様式 5

経営指導報告書

報告者名 中小企業診断士 ○○○○  
訪問日 年 月 日  
訪問回数 第 回  
指導時間 時 分～ 時 分  
報告日 年 月 日

※ 指導時間が2時間未満の場合は、報酬の基準により報酬を減額

※ 報告は訪問日から1週間以内に実施する

下記の者の経営指導報告書は別添のとおり。

記

1 派遣指導した相談者

住所

氏名○○○○

2 添付書類

経営指導報告書

その他参考とした資料

※ 経営指導報告書は所定の様式によりA4用紙2枚未満の場合  
は、報酬の基準により報酬を減額





**【謝金等振込先について】**

- ② 源泉徴収の欄は、必ずいずれかに○をつけてください。
- ②直近1年間（※）で、振込みがある場合は、下記は記入不応です。（※1年間は目安です）
- ③ 初回振込、変更がある場合、直近1年間振込みが無い方は、下記振込先をご記入ください。

金融機関名	支店名	(普通・当座)	口座番号	
(ふりがな)			個人 源泉徴収あり	法人 源泉徴収なし
口座名義				

※いずれかに○【全員】